

令和2年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年3月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第1号 令和元年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について
- 議案第2号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議案第3号 芸西村森林環境譲与税基金条例
- 議案第4号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 芸西村監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 芸西村税条例等の一部を改正する条例
- 議案第8号 芸西村農業共同利用ハウス施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第9号 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 芸西村営小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 芸西村特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 令和元年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第14号 令和元年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 18 号 令和元年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 19 号 令和 2 年度芸西村一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 2 年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 2 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 2 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 2 年度芸西村下水道事業特別会計予算
- 議案第 26 号 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する議案
- 議案第 27 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 28 号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 29 号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 30 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 1 号 令和元年度芸西村一般会計補正予算(専決第 2 号)の承認について

招集年月日 令和2年3月6日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

| 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| 1 | 岡村 俊彰 | ○ | 2 | 岡村 興樹 | ○ | 3 | 伊藤 宏 | ○ |
| 4 | 仙頭 一貴 | ○ | 5 | 宮崎 義明 | ○ | 6 | 安芸友 幸 | ○ |
| 7 | 小松 康人 | ○ | 8 | 池田 廣 | ○ | 9 | 松坂 充容 | ○ |
| 10 | 竹内 英樹 | ○ | | | | | | |

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

| 職員 | 氏名 | 職員 | 氏名 | 職員 | 氏名 |
|----------|--------|----------|-------|----------|-------|
| 村長 | 溝渕 孝 | 副村長 | 池本 尚彦 | 教育長 | 池田 美延 |
| 監査委員 | 大野 美智子 | 総務課長 | 都築 仁 | 会計管理者 | 筒井 義明 |
| 健康福祉課長 | 山本 裕崇 | 産業振興課長 | 岡村 昭 | 土木環境課長 | 松本 巧 |
| 企画振興課長 | 恒石 浩良 | 教育次長 | 佐藤 大輔 | 総務課長補佐 | 長崎 寛司 |
| 健康福祉課長補佐 | 池田 加奈 | 産業振興課長補佐 | 古永 卓史 | 企画振興課長補佐 | 藤川 薫 |

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、課長クラス以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 池田 豪 |
|--------|------|

【 議事の経過 】

令和2年3月6日（金）

〔 8 : 59 開会 〕

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 竹内 英樹 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から令和元年度芸西村定期監査報告書並びに11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告が提出されています。また、芸西村議会会議規則第129条第1項の規定により、令和元年12月12日に決定された議員派遣について、派遣議員からの報告書が、お手元に配布のとおり提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、8番池田廣君、9番松坂充容君を指名します。

《日程第2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。さる、2月28日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月6日から12日までの7日間とするものです。まず、本日は村長提出の議案第1号から第30号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第1号の審議・採決を行っていただきます。7日から10日までは議案精査のため休会とします。11日の一般質問は、今回コロナウイルスの影響もあり中止といたします。そして12日は、議案第2号から第30号までの審議・採決、並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月12日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月12日までの7日間に決定しました。

《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

○ 竹内 英樹 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日、議員の皆さま方のご出席を賜り、令和2年3月議会定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。

まず、提案に先立ち令和2年度の施政方針並びに事務事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

さて、連日ニュースのトップに報道されています新型コロナウイルスに関する感染拡大の問題であります。これまで、様々な水際対策が講じられているにも関わらず、世界各国に急速に感染が拡大しており、世界保健機構WHOにおきましても「世界的な流行を認めざるを得ない」との見解を示しております。

しかしながら、これまでの感染経過や事象について、科学的な立証がなく、ワクチンも開発できておらず、無症状の感染者の存在も確認され、感染経路不明なケースも多数報告されるなど、日々入ってくる新たな情報が、ますます問題を複雑にしております。

まさに、「焦眉の急」といった事態であり、教育、スポーツ、文化、観光分野はもとより、飲食、小売業やその他のあらゆる社会・経済活動に深刻な影響が出ております。

皆さまご承知のとおり、本県におきましても現在、複数名の感染が確認され、接触者など感染経路についての調査が行われ、本村におきましても小学生1名の感染が確認されました。感染症への対応としましては、安芸福祉保健所の指示・指導によることとなっておりますので、昨日、学校において安芸福祉保健所主導での保護者説明会が行われたところでございます。

このような状況下、本村におきましても2月末に対策本部を立ち上げ、国・県からの情報収集に努めながら、必要な対策を講じていくこととし、昨日より村内6カ所の福祉関連施設等は閉館の措置をとっております。

村民の皆さまには、報道されておりますように、一般的なうがい、手洗い、咳エチケットの励行や、不要不急の外出などを極力控えていただきますようお願いを申し上げます。

今しばらくは、こうした状況が続くと思われませんが、目に見えないウイルスが相手とは言え、私たち一人ひとりが重症化を防ぐ対策を心掛け、この困難な局面を乗り越えなければなりません。つきましては、議員の皆さま方にも感染予防対策について、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

一方、2月14日に自身初の編成となる令和2年度の当初予算案を発表した濱田知事におかれましては、前県政の継承・発展の姿勢をそのまま予算規模、予算内容に反映させた形となりました。知事は「財源不足額も大きく減少し、初年度にやるべきことは予算に込めた」と、予算運営に対する強い思いを語られました。

その令和2年度におきましては、4月から県民座談会「濱田が参りました」と銘打ち、県内各地で濱田知事との意見交換会が始められます。所要時間は1市町村当たり2時間で、年度内に県内の全市町村で順次開催されるとのことで、今般の新型コロナウイルス対策等により流動的ではありますが、本村は4月14日の予定で調整が進められております。尾崎前知事同様、最初の一巡目はこのスタイルで実施し、二巡目から時間をかけて現場も回る行脚スタイルに移行する予定とお伺いをしております。限られた時間ではありますが、基幹産業の基盤強化や、和食川導流提の排水対策などを中心に、主要課題について活発に意見交換を行いたいと考えております。

さて、厳しさを増す地方財政にあっても、行政に対する住民からの要望は、ますます複雑多様化しつつあります。本村におきましても、予算要求額の集計時には例年に比べ財源不足額が大きく膨らみましたため、大変困難な査定作業となりました。各課との予算ヒアリングの回数も増やしながら、予算要求原案の緊急度、優先度などを考慮しながら財源不足額を調整し、令和2年度当初予算案を編成いたしました。

まず、平成30年度決算公表の財政状況については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す実質公債費比率については7.5%で前年度同率となっております。令和元年度は7.4%と試算しておりますが、県内町村平均5.5%よりも悪くなっております。

今後控えている施設更新等により、起債償還が順次発生し、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、より一層歳出の抑制に努めながら効率的な行政運営を心掛けてまいります。

予算編成は、令和2年度の当初予算額は35億7200万円で、対前年1億1200万円3.2%増となっております。また、本村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された令和2年度地方財政計画において、対前年2.5%増となっております、本村でも増が見込まれるところです。

起債については、防災行政無線整備事業、非構造部材耐震事業等で起債の発行に2億8000万円を見込んでおり、対前年3900万円12.3%の減額となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業としまして、国の令和元年度補正予算に対応して、歳入歳出で中山間地域所得向上支援事業、校内通信ネットワーク整備事業を計上し、確定したその他の事業費を減額しております。

機構・人事ですが、本年4月の新規採用職員は、退職職員の補充等で、一般事務の採用を予定しております。また、4月からの会計年度任用職員につきましては、新制度となりますので、今後も近隣市町村と情報交換しながら進めてまいります。

税務は、今回提案しております督促手数料の廃止に関する条例につきましては、納税の公平性や職員の事務負担など総合的に判断して、4月以降の督促状についての手数料を廃止するものです。

ふるさと納税は、返礼品に関する規制強化を目的とした制度の見直しが行われましたが、他市町村と連携した共同返礼品や芸西米の採用、掲載サイトの増加などにより、2月末時点で寄附額は6億円を超えました。来年度も、集落活動センター食品加工部会の商品をはじめ、制度の趣旨に沿った、より魅力的な地域の返礼品の掘りおこしを行ってまいります。

選挙関係につきましては、本年11月9日に任期満了となります村長選挙に、必要な予算を計上しております。

その他ですが、ふれあいバスにつきましては、平成6年に購入して以来25年以上が経過しており、老朽化のため毎年のように修繕費がかかっていることや、運行の安全性向上のため、リース契約での車両の更新を予算計上しております。

また、規模の小さな自治体では職員を配置することができず、職員の専門性や委員の確保が困難であった行政不服審査会に関する事務については、令和2年8月から高知県へ事務の委任を行うことができるようになりましたので、関連議案を提案しております。

地域振興は、プレミアム付商品券は2月末をもちまして販売を終了いたしました。今後は商品券を購入された方に3月末の使用期限内の利用を促してまいります。

集落活動センター事業は、食品加工部会での黒糖を使った商品の磨き上げと、販路拡大を視野に入れた商品力の向上に取り組んでおります。また、シキビ園につきましては、栽培規模を拡大することとし、約1500本の苗木を新たに定植する準備を進めております。

観光振興は、本年で5回目となる農山漁村生活体験（民泊）は、滋賀県・兵庫県・大阪府から3校の中学生の受け入れを予定しております。

今回から大会名称が変更となった、明治安田生命レディスヨコハマタイヤゴルフトーナメントは3月13日から15日までの3日間、土佐カントリークラブにて開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した大会主催者の判断により、中止になりました。

また、3月開催のげいせい桜まつりにつきましても、実行委員会の決定により中止となりました。

統計ですが、来年度の統計調査は、工業統計と国勢調査の2調査を実施します。国勢調査は、5年に1度実施する村内に常住する全ての方が対象となる大規模調査となっており、10月1日を基準日に全世帯に調査員がお伺いしますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

地域公共交通は、代替バス定時運行事業は昨年2月末をもって終了し、3月より新たに運行を開始した村内コミュニティーバス（おでかけバス）は、1年間、3月から2月の運行期間中1745人、1日当たり6.0人の方に利用していただきました。来年度は利便性向上を図るため、村内29カ所にバス停の整備を行うこととしております。

次に、住民福祉・保健衛生です。子どもから高齢者まで誰もが利用できる、各ふれあいセンター・ほっとハウスでは、地域包括支援センター等と連携して、健康保持増進や介護予防事業を行っております。今後も集いや見守りの拠点として施設運営を行い、関係機関等とも連携した事業を行ってまいります。

子育て支援、児童福祉では、福祉、教育、保健など各関係機関の連携を強化し、乳幼児期から必要な支援を継続して受けられるように取り組んでおります。また、妊娠期からの切れ目ない支援として、母子手帳発

行時の面談や妊婦全戸訪問、出産後の新生児訪問をすることにより、育児不安など相談しやすい体制づくりに努めております。

健康対策では、生活習慣病予防への取り組みとして、慢性腎臓病予防教室、高血圧予防教室の開催や保健師、管理栄養士による訪問指導を行いました。また、糖尿病重症化予防への取り組みとして、本年度から未治療・治療中断者の受診勧奨に加えて、重症化リスクの高い方に対して医療機関と連携して、保健師による訪問指導等を行いました。生活習慣病の影響により脳血管疾患、心臓疾患など、より重篤な疾患へとつながるケースもあることから、引き続き継続した取り組みを行ってまいります。

本年度の新規事業としまして、胃内視鏡検査、成人歯科健診、風疹予防接種、児童インフルエンザ予防接種事業に取り組みました。今後は、制度の周知をより一層行い、受診率や接種率の向上に努め、健康の保持増進に取り組んでまいります。

来年度の新規事業としまして、集団健診の対象年齢を40歳から30歳に引き下げます。健診を習慣化することで、健康意識の向上を図るとともに、必要に応じて子育て世代を含む壮年期からの健康管理の支援に取り組んでまいります。

次に地籍調査事業は、平成30年度に調査いたしました地区の閲覧作業を、2月18日から20日間実施しております。来年度の調査区は津野地区0.35平方キロメートル、山間部は久重の一部0.77平方キロメートルを実施予定であり、県に要望額を挙げ準備を進めております。

移住促進は、分譲宅地用地として北芝団地建設予定地の東側約2500平方メートルの取得が完了し、実施設計も2月末に完了いたしました。今後は現地東側の村道入野4号線改修工事の進捗を見計らいながら来年度に造成工事を発注し、年度内完了を目指します。

次に農業振興です。有害鳥獣対策は、年々捕獲実績数が増加していることから来年度予算につきましても増額しております。

高知県広域食肉センターの老朽化に伴う建設費用の負担金が必要なため、予算計上しております。

農業振興費は環境保全型農業の取り組みとして、花卉農家組織の防虫ネット導入事業、園芸用ハウス整備はレンタルハウス7件分と、中古ハウス活用1件分を計上しております。また、新規就農者が農地を確保するための費用及び農業用ハウス強靱化対策のための経費を予算計上しております。

園芸用ハウス整備事業につきましては、これまで待機者が大変多いとの実態を踏まえ、近隣自治体と比べ過疎債が適用できないといった財政的に困難な状況下にございましたが、この3年間はそれまでの年平均ベースを大きく上回る、各々10件分の予算を確保して取り組んでまいりました。これによりまして、待機者も一定解消されたものと理解しておりますが、引き続きJAと協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に林業・水産・商工ですが、松くい虫防除対策につきまして、これまで薬剤注入や薬剤散布、伐倒樹木を敷地外へ搬出してきたことにより、松くい虫の被害は年々減少しております。来年度も美しい松林の保全に努めてまいります。

水産関連では、例年同様ヒラメの稚魚放流の他、漁港で使用しているフォークリフトの劣化が激しいため、危険性を伴うことから購入支援として補助金を計上しております。また、漁港の管理上必要であります、水産庁インフラ長寿命化計画に基づく漁港の個別施設計画を策定するための費用、そして漁港内には県の天然記念物に指定されている芸西メランジュや、公園も併設されていますが、所有者、登録番号とも不明の廃船が放置されており、景観を損ねていることから県補助金を受け、廃船処理に要する費用を計上しております。

商工関連では村商工会の運営が一時期の窮地は脱したものの依然安定運営とは言い難い状況であるため、引き続き同額の運営補助金と事業者への経営改善資金利子補給の支援を行います。

住宅は、北芝団地の建て替えにつきまして、当初計画では本年度に建築設計、来年度から建設工事の予定で進めておりましたが、隣接の分譲宅地用地の諸々の条件を考慮した結果、来年度に建築設計を行うことにいたしました。

土木ですが、来年度の取り組みといたしまして、農業土木では中山間地域所得向上支援事業により奥出パイプラインの未整備区間と東地水利組合の用水路補修工事を継続して実施します。

また、長谷地区の法面復旧工事は被災面上部への対策工事を行うため、山地災害防止事業補助金と緊急自然災害防止対策事業債を活用して事業を進める計画です。

治水対策では、建設から29年が経過する和食排水機場1号、2号ポンプについて来年度から4年間でポンプ本体等の機械設備や電気設備について改修工事を行う予定です。

道路事業では、5年に一度の橋梁点検の実施年度となっており、対象となる全橋梁について点検業務を行います。また、県の瓜生谷地区河川改修事業に関連して、東地地区の2つの橋が架け替えとなります。現状より拡幅する部分に係る費用については村の負担となるため、県への施工委託費の予算を計上しております。

その他の道路事業では、吉野線の法面对策、橋ノ本線の路側改修、分譲用宅地への進入路となる入野4号線の拡幅工事を行う予定です。

道路維持の新たな取り組みでは、これまで補助事業では実施できなかった道路舗装の修繕工事について、財源措置もある公共施設等適正管理推進事業債を活用して事業を進めることとしております。

高規格道路関連では、コモ谷川河川改修事業の最終年度となっており、国の道路本線の整備事業では、和食西地区と西分地区において用地買収が開始される予定となっております。

和食川導流堤につきましては、現在、県による西側2門の出口部分の改築工事が6月末の完成を目指して進められております。この工事の完成で管理室の耐震化やゲートの自動降下機能の整備、管渠の断面補修等、一連の長寿命化対策工事が完了となります。導流堤内部の閉塞問題につきましては、現在、県において現状分析や対応策の検討が行われており、課題の解決に向けて来年度も継続して検討会を開催していきたいと考えております。

和食ダム事業は、瓜生谷地区の河川改修に関する設計業務が完了し、地元関係者等へ説明を行いました。今後、用地測量や物件調査等、用地買収に向けた作業が進められる予定です。ダム本体左岸の掘削作業は継続して進められており、来年度の夏頃には掘削した土砂の運搬に現場のタワークレーンが活用できる高さまで掘削が進み、効率的な土砂運搬ができるようになる予定と伺っております。

次に消防・防災ですが、消防関係では、年末年始にかけて特別警戒を実施しました。2月7日には初午駅伝大会を開催し、当日は気温も低く雨の降る中でしたが、消防団3分団に加え、J A、青壮年部、役場の全6チームが参加し、団員募集や防火を呼びかけました。来年度の事業としましては、消火栓の設置及び消火栓BOXの購入を継続して実施してまいります。また、小型船舶2級操縦士免許（ゴムボート）、特殊小型船舶操縦士免許（水上バイク）取得事業を実施し、水上バイク隊の防災力向上に努めてまいります。

防災関係では、村内の主要施設17カ所で避難所運営マニュアルを作成しており、今回は12月14日に憩ヶ丘村民体育館への避難を想定し、対象地区約50名の方に参加いただき避難所運営訓練を実施しました。

自主防災組織への資機材再整備、災害用備蓄品購入事業は、全て完了し、指定避難所への資機材や倉庫等の整備、避難誘導看板設置工事、松原避難路整備工事、公共施設の非構造部材耐震化設計委託業務（3施設）は、3月末に完成予定です。

また耐震化工事につきましては、年始から役場庁舎の工事を実施中で、3月は村民会館、4月には生涯学習館を予定しております。来年度も憩ヶ丘村民体育館、柔剣道場、村の家の耐震化工事を実施する予定ですので、利用者の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

平成20年度に整備しております防災行政無線は、耐用年数の経過や操作卓の老朽化に伴い、更新を行います。更新後は合成音声での放送となり、村のホームページやメール配信システム等と連携することで、複数の手段で住民の方に情報を届けることが可能となります。

次に教育関係では、年末にXmasリース作りやミニ門松づくり教室を行い、新春行事では、たこの山のぼりに70名、凧揚げ大会では80名程の親子が参加し、新春の陽気のなかイベントを楽しみました。また、新たに民間業者との連携事業として2月からKochi黒潮カントリークラブで初心者向け女子ゴルフ教室計3回を行っております。

39回目となる地区対抗駅伝大会は、天候にも恵まれ、外国人技能実習生チームを含め、昨年より6チーム増の22チーム132名が村内を力走しました。

憩ヶ丘陸上競技場の照明LED化と走路の改修工事は、2月26日に完了しました。

来年度は、英語教育を推進するため、ALTを1名増員するよう準備を進めております。さらに小中学校全学級に電子黒板を導入する等、ICT環境を整備し、情報化社会に対応する人材の育成を目指します。

筒井美術館では、開館当時より展示している筒井広道氏の油絵が劣化してきたため専門家による修復を行います。

運動公園整備事業では、運動広場照明のLED化を実施すべく、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の要望をしております。

次に特別会計です。

まず、国民健康保険ですが、国民健康保険事業における本年度の国保税については、国保被保険者の所得額の減少に伴い、税収の減額が見込まれます。また、医療費については、健康意識の高まりや資格適正化、保健事業等により、例年に比べて高医療費の件数が減少し、1人当たり医療費は減少傾向で推移しております。

国民健康保険事業費納付金に影響します高医療費の対策としまして、生活習慣病や糖尿病重症化予防、後発医薬品差額通知、医療費通知、服薬情報の通知を継続して行い、医療費の抑制及び適正化を図ってまいります。また、特定健診結果説明会を開催し、健康への意識向上を図り、特定健診受診率の向上、健診後のフォローにも力を入れてまいります。

生活習慣病に起因する疾病は長期化、重症化する傾向にあり、高医療費の要因ともなります。そして、疾患患者本人や家族の体力的、精神的、経済的にも負担が増えることから保健師等による早期介入事業を継続して行ってまいります。

介護保険事業については、給付費が年々増加の傾向にあり、特に施設サービス費が増加しております。本年度は、第7期介護保険事業計画の2年目となりますが、計画を上回る給付費で推移しております。高齢者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携して介護予防事業を行うとともに、住民や関係団体等と協働して高齢者の生活を地域全体で支える環境づくりに取り組んでまいります。

次に後期高齢者医療事業については、高齢者の健康を維持できるよう、対象者に健康診査や歯科検診の受診券の配布等を行うとともに、必要に応じた保健指導を行います。また、後期高齢者医療広域連合と連携し、事業の円滑な運営に努めてまいります。

上下水道ですが、上下水道事業の会計処理については、これまで地方公営企業法の適用を受けない現金主義、単式簿記の官公庁会計として運用してきましたが、人口3万人未満の市町村においても地方公営企業法が適用される公営企業会計への移行が必要となりました。

公営企業会計は発生主義、複式簿記の会計処理となりますため、複雑かつ専門知識も必要となり会計の運用方法が大きく変わることになります。

移行の期限は令和5年度末となっておりますが、移行にあたり基本計画の策定や既存資料の状況把握、固定資産台帳の整理等の移行事務、また条例整備やシステム構築、関係部署との調整等、多大な業務量と経費が必要となるため、来年度から準備に着手することとして必要な予算を計上しております。

簡易水道事業の新設改良工事では、長谷寄第一地区と堀切地区の老朽管の布設替工事を予定しております。下水道事業ではマンホールポンプ場の修繕を予定しておりますが、面的整備は完了しており施設の維持が主要な業務となります。上下水道とも施設の適正管理に努めるとともに、料金収入の確保につきましても債権管理機構移管分と合わせて強化して取り組んでまいります。

住宅新築資金は、本年度から債権管理機構が住宅新築資金を含む私債権を取り扱うこととなったため、村では徴収が困難と見込まれる4件を移管しております。移管したことにより、償還額の増加、連帯保証人が一括納付されるなど一定の効果は表れてきております。なお、本年度中に完納した方が5名おり未収額は減少しております。

今議会に提案いたしました議案は、専決処分の承認1件、条例11件、補正予算6件、当初予算7件、その他5件の合計30件でございます。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議のうえ適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第3、議案第1号から議案第30号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課

長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。議案第1号令和元年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認についてを説明します。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1ページをお願いします。（1pを通読）

6ページをお願いします。（6～9pを読み上げて説明）

本専決予算は、12月の本村へのふるさと納税が好調により返礼品費等に不足をきたすこととなったため、1月10日付関連予算の専決処分を行ったものです。

続きまして、議案第2号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を説明します。本条例は地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正等を考慮し、村長等の村に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めようとするものです。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

おはようございます。議案第3号芸西村森林環境譲与税基金条例についてご説明いたします。昨年4月から森林経営管理法が施行され森林環境譲与税が村にも交付金として配分されております。2年度からは配分額が増額されるため新たに基金条例を新設するものです。条例は、第1条から第6条で構成され、森林整備促進時に備え基金を積み立て、必要時に経費に充てるものです。施行は令和2年4月1日からといたします。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第4号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。本改正は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術に利用する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の名称及び条項のずれが生ずるため改正を行うものです。

議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、会計年度任用職員制度の施行に伴い会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱いの負担軽減のため、それぞれの職員の任用形態に沿った方法で行うことができるよう改正をするものです。

議案第6号芸西村監査委員条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い地方自治法から引用している条項にずれが生じるため改正を行うものです。

議案第7号芸西村税条例等の一部を改正する条例について説明します。本改正は、本年4月以降の村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び公共下水道事業受益者分担金に関する督促手数料を廃止するものです。督促は、時効の起算や差し押さえの前提として行うことが本来の目的であります。また、コンビニや金融機関によって督促手数料を徴収しないこともあり、手数料徴収のためだけの納付書の発送や事務負担も発生しております。督促手数料を廃止した場合、その分は減収となりますが、手数料の管理に要していた時間を徴収業務に当てることで結果として収納率の向上も図れるものと考えております。

○ 竹内 英樹 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

議案第8号芸西村農業共同利用ハウス施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。今回の条例廃止は、利用料の完納に伴い関係団地最後の9号ハウスを払い下げするものです。これに関係団地全てのハウスを払い下げが完了することで条例を廃止するものです。

続きまして、議案第9号、10号、11号のそれぞれの一部改正に関する条例についてご説明いたします。(議案第9号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例)(議案第10号芸西村営小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)(議案第11号芸西村特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例) 今回の3つの条例改正につきましては、平成29年に改正された民法によるもので、本年4月1日の施行に伴う改正です。内容は4月以降に公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅それぞれに入居する際、連帯保証人を設けることとなりますが、その保証には限度額が定められることになり、その限度額以上の請求はできないこととなります。民法改正により賃貸住宅の連帯保証にもこの規定が適用されることとなりますので、今回改正するものです。また、従来の条例では保証人となっておりましたが、より責任を明確化するため連帯保証人へと改正するものです。そして、議案第9号の第42条第3項中の年5分の割合についても、低金利の状況が長く続いているため同じく民法で利率が改正されるため、法定利率と改正するものです。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第12号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の条例改正は、水道法の改正によりまして給水装置工事指定事業者の指定の有効期間について、これまで期間の定めなかったものが、5年毎の更新制へと改められました。そのため、芸西村簡易水道事業給水条例で定める手数料につきまして、新たに更新時の手数料を追加するものであります。更新手数料は1件につき5000円、施行期日は令和2年4月1日からとしております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第13号令和元年度芸西村一般会計補正予算(第5号)を説明します。

1ページをお願いします。(1pを通読)

9ページです。(9pを読み上げて説明)

10ページをお願いします。(10pを読み上げて説明)

11ページをお願いします。歳入です。

(11p~24pを読み上げて説明)

続きまして、歳出です。

(25p~30pを読み上げて説明)

(31p) 児童福祉総務費 12万3千円増。

(31p) 児童福祉施設費は財源内訳の変更です。

(32p~40pを読み上げて説明)

(41p) 学校管理費 1726万円増。

(41p) 教育振興費 418万3千円増。

(41p) 幼稚園費は財源内訳の変更です。

(41p) 社会教育総務費 30万円減。

(41p) 保健体育総務費 21万9千円減。

(42p~44pを読み上げて説明)

今回の補正予算は、事業費確定による減額が主なものですが、農地費で瓜生谷パイプライン整備等の追加、学校管理費及び教育振興費で校内ネットワーク整備事業に関連した予算を増額しております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

議案第 14 号を説明します。(令和元年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~ 9 p を読み上げて説明)

次に、3 歳出。

(10 p) 一般管理費 0 円。財源内訳の変更です。

(11 p を読み上げて説明)

(12 p) 一般被保険者医療給付費分 0 円。財源内訳の変更になります。

今回の主な補正は、国税収の見込み減とこれに伴う基金繰入金の増と、保険給付費見込み減とこれに伴う県からの歳入見込みの減を計上しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

次に、議案第 15 号を説明します。(令和元年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~ 12 p を読み上げて説明)

(13 p) 居宅介護サービス給付費 1140 万円の減。

(13 p) 10 目特例居宅介護サービス給付費から、40 目の居宅介護住宅改修費までは予算額 0 で財源内訳の変更になります。

(14 p) 居宅介護サービス計画給付費 100 万円の減。

(14 p) 50 目特例居宅介護サービス計画給付費から、18 ページの 25 項高額介護予防サービス相当費までは、予算額 0 円で財源内訳の変更になります。

(19 p) 介護給付費準備基金積立金 3 万 4 千円の減。

今回の主な補正は、歳入では介護保険料の減額、国・県支払基金からの歳入見込みによる減額、歳入不足に伴う基金繰入金を計上しています。歳出では、在宅介護サービスの見込減を計上しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○ 竹内 英樹 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

議案第 16 号をご説明いたします。(令和元年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第 2 号))

(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~ 7 p を読み上げて説明)

今回の補正で、歳入では貸付金元利収入の償還金が予算の 2 倍の収入実績があったため、歳出はそれに伴う一般会計への繰出金となっております。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第 17 号について説明をいたします。(令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p を読み上げて説明)

続きまして 7 ページです。(7 p を読み上げて説明)

8 ページをお願いします。(8 p ~ 11 p を読み上げて説明)

今回の補正は、決算見込み額の確定による減額が主なものとなっております。歳入では新設改良事業費の減少によりまして簡易水道事業債を減額し、歳出では維持管理経費や新設改良事業に係る経費を減額し、収

支差額につきましては、施設整備基金への積立金としております。

続きまして、議案第 18 号について説明いたします。(令和元年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~ 7 p 読み上げて説明)

今回の補正は、決算見込み額の確定による減額となっております。歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では電気料、修繕工事費等の維持管理経費を減額しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 10:05〕

○ 竹内 英樹 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10:15〕

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 19 号令和 2 年度芸西村一般会計予算を説明します。なお、一般会計予算の説明につきましては時間短縮のため経常経費的な予算についての内容説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

12 ページをお願いします。(12 p を読み上げて説明)

13 ページをお願いします。(13 p を読み上げて説明)

14 ページをお願いします。歳入です。

(14 p ~ 48 p を読み上げて説明)

続いて、歳出です。

(49 p ~ 57 p を読み上げて説明)

(58 p) 地域公共交通費 983 万円。こちら代替輸送事業特別会計の廃止に伴い一般会計で予算化するものです。

(58 p) 税務総務費 2954 万 3 千円。

(60 p ~ 62 p を読み上げて説明)

(63 p) 指定統計調査費 442 万 1 千円。こちら国勢調査が実施されますので、その経費です。

(64 p) 地籍調査費 7052 万 2 千円。

(65 p) 監査委員費 111 万 8 千円。

(66 p) 企画費 1 億 9370 万 3 千円。こちらふるさと納税、集落活動センター、移住促進等に係るものです。

(68 p) 交通安全対策費 357 万円。

(69 p) 人権擁護推進費 47 万 9 千円。

(70 p) 福祉館費 821 万 5 千円。

(72 p) 社会福祉総務費 3 億 853 万 9 千円。国保会計への繰出金の他、障害福祉等に関するものです。

(75 p) 老人福祉費 2 億 5924 万 9 千円。介護保険、後期高齢者医療会計への繰出金の他、高齢者福祉に関するものです。

(78 p ~ 89 p を読み上げて説明)

(90 p) 農業総務費 3112 万 1 千円。

(90 p) 農業振興費 1 億 7840 万 5 千円。こちらレンタルハウス整備事業、芸西米ブランド確立事業等の補助金が主なものです。

(92 p) 農地費 4657 万円。こちら丸塚池耐震工事及びため池ハザードマップ作成等に係るものです。

(93 p) 地力増進事業費 50 万 5 千円。

(93 p) 林業振興費 5170 万 4 千円。こちら長谷向梅池上流の復旧工事他、松くい虫対策等が主なものです。

(94 p ~ 98 p を読み上げて説明)

(99 p) 道路新設改良費 1 億 5270 万円。

(99 p) 河川総務費 4600 万 1 千円。こちら和食排水機場の改修工事が主なものです。
(100 p) 河川改良費 3000 万円。こちらコモ谷川改修工事の分です。
(100 p) 住宅維持管理費 873 万 9 千円。
(101 p) 公営住宅建設費 9036 万 4 千円。こちら公営住宅建築設計及び分譲宅地造成に係るものです。
(101 p) 改良住宅維持管理費 553 万 1 千円。
(102 p) 一般住宅管理費 6291 万 6 千円。
(102 p) 公共下水道費 1 億 4170 万円。下水道会計への繰出金です。
(103 p～104 を読み上げて説明)
(105 p) 水防費 41 万 3 千円。
(105 p) 災害対策費 1 億 3840 万 9 千円。こちら防災行政無線改修、公共施設の構造部材耐震化工事が主なものです。
(107 p) 教育委員会費 78 万 9 千円。
(107 p) 事務局費 5374 万 5 千円。こちら教育委員会運営他、教育振興計画策定が主なものです。
(109 p) 奨学費 217 万円。
(109 p) 学校管理費 1955 万 1 千円。こちら防犯カメラ設置、空調、トイレ改修工事が主なものです。
(111 p) 教育振興費 3222 万 7 千円。こちら電子黒板等備品購入が主なものです。
(112 p) 学校管理費 1324 万円。こちら防犯カメラ設置他、維持管理に関する費用です。
(114 p) 教育振興費 2346 万 3 千円。こちら電子黒板等、補助教員の人件費などです。
(115 p) 幼稚園費 5454 万 1 千円。
(117 p) 社会教育総務費 3573 万 7 千円。こちら A L T 等人件費の他、各団体への補助金が主なものです。
(120 p～122 p を読み上げて説明)
(123 p) 体育施設費 6175 万 6 千円。こちら運動広場照明の L E D 化他、施設管理の経費です。
(124 p～130 p を読み上げて説明)
以上で一般会計の説明を終わります。

○ 竹内 英樹 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長。

議案第 20 号を説明します。(令和 2 年度芸西村国民健康保険特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

7 ページをお願いします。(7 p～25 p を読み上げて説明)

本予算につきましては、高知県と連携した予算を計上しております。また、令和 2 年度に見込まれる歳入不足については基金を繰り入れることとしております。円滑な事務運営並びに医療費抑制対策としまして生活習慣病重症化予防に取り組むこととしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に、議案第 21 号を説明します。(令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

8 ページをお願いします。(8 p～27 p を読み上げて説明)

本予算につきましては、現状を踏まえた予算計上としております。高齢化に伴い要介護認定者、介護給付費は、年々増加傾向にあります。今後の高齢化社会に備え、引き続き介護予防事業に取り組むこととしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 22 号を説明します。(令和 2 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p～12 p を読み上げて説明)

本予算につきましては、後期高齢者広域連合と連携した予算を計上しております。主なものとしては、保険料一般会計繰入金、歳出では納付金を計上しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

議案第 23 号をご説明いたします。(令和 2 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算)

(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~11 p を読み上げて説明)

2 年度予算では、歳入では貸付事業費県補助金、一般会計からの繰入金、貸付金、元利収入を見込んでおり、歳出は主に一般会計への繰出金を計上しております。

○ 竹内 英樹 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第 24 号について説明をいたします。(令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p を読み上げて説明)

続きまして、7 ページ。(7 p ~17 p を読み上げて説明)

簡易水道事業特別会計の令和 2 年度当初予算は、通常の給水費維持管理経費に加えまして、令和 5 年度からの公営企業会計への移行に向けて準備に着手する費用を新たに計上しております。新設改良事業では、長谷寄地区と堀切地区の老朽管布設替工事が主な事業となっております。

続きまして、議案第 25 号について説明をいたします。(令和 2 年度芸西村下水道事業特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~12 p を読み上げて説明)

下水道事業の令和 2 年度当初予算は、下水道施設の維持管理に関する経費が主なものとなっております。また、簡易水道会計と同様に下水道事業も公営企業会計への移行を進める必要がありますので、準備に着手する経費を新たに計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 26 号を説明します。行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する議案です。本議案は、行政不服審査法上の付属機関に関する事務を高知県へ事務の委託を行うための規約の締結を行うものです。専門性や審査会委員の確保などが小規模自治体では困難であることや、事務負担の軽減が図られることから、高知県が受託団体となり共同処理を行おうとするものです。なお本年 8 月 1 日からの委託を予定しております。

議案第 27 号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを説明します。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から高知縣市町村総合事務組合から芸当衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させ、これに伴い高知縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、この規約は令和 2 年 4 月 1 日から施行になります。

議案第 28 号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についてを説明します。地方自治法第 289 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から芸当衛生組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

高知縣市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。高知縣市町村総合事務組合から芸当衛生組合が脱退することに伴う財産処分については、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額を納付させる。

続きまして、議案第 29 号高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてを説明します。

地方自治法第 286 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

高知縣市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分については、四万十町に帰属させる。

議案第 30 号工事請負契約の変更についてを説明します。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事の請負契約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。(議案書により、契約の目的、当初契約金額、変更後の契約金額、契約の相手方、変更の理由を説明)

以上で議案の説明を終わります。

○ 竹内 英樹 議長

以上で一括上程議案の説明を終わります。

《日程第 4》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 4、議案第 1 号令和元年度芸西村一般会計補正予算(専決第 2 号)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 1 号は原案のとおり承認することに決定しました。

《散会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:05 散会]